

平成 3 年 6 月

工事下請負届について

工事下請届に関しましては、令和 3 年 4 月 1 日改定愛知県土木工事標準仕様書 1-1-11 の 2 工事の下請届にて

「愛知県公共工事請負契約約款第 6 条の規定のほか下請負の制限等に違反する疑いがあると認めるときは、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。」

と記載があり、必要な事項の通知を請求することができるということで、愛知県は実質下請届の提出を求めています。また営繕関係工事においても提出を求めています。

しかし豊橋市では、「下請負届は提出する」とし、今まで通りの様式にて提出をお願いします。

今後、検討を行い廃止することも考えられますが、廃止する場合には業者の皆様にご連絡いたします。

契約検査課

担当 神藤、立岩

0532-51-2098